

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）

担当課名 保育幼児教育推進課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）

■事業の概要

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

■確保方策の考え方

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）については、各園と調整のうえ、事業の拡充を進めていきます。

□4年間（令和2年～令和5年）の事業実施の経過（推移）と内容

・確保提供量と実利用者数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	50,300	50,300	50,300	50,300	50,300
②実利用回数	21,021	24,915	25,232	24,011	25,000
②－①	29,279	25,385	25,068	26,289	25,300

・事業の経過

・現時点において、市内の全ての幼稚園において預かり保育事業を実施しており、ニーズ量は満たしています。

・実施時間や夏季休暇期間の対応などにばらつきがあり、日数や時間の拡大を希望する声があります。

・満三歳児の預かり事業は、非課税世帯で第2子以降の国の無償化の対象となっていたが、令和5年10月から課税世帯についても都制度として無償化と同様の補助が受けられるようになりました。

■次年度以降の方向性

・市内の全ての幼稚園において預かり保育事業を実施し提供量を維持していきます。

・預かり保育の利用料は、夏休み等の長期休業では、預かり時間が長時間になり、利用者負担が高額になっている現状があり、金銭的支援の要望もあることから、今後は、利用料金の低減につながる施策を検討します。

■その他

以上で調査は終了です。
ありがとうございました。